



2022年11月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 E d u L a b
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 C E O 廣 實 学
(コード番号：4427 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 関 伸 彦
(TEL. 03-6625-7710)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年12月22日開催予定の当社第8期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、本年12月22日開催予定の当社第8期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が本年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (ア) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (イ) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (ウ) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (エ) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 本年12月22日（木）（予定）

定款変更の効力発生日 本年12月22日（木）（予定）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 9 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集および招集者)</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(決議)</p> <p>第 14 条 (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p><u>2.</u> (現行どおり)</p> <p><u>3.</u> (現行どおり)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p><u>2.</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集および招集者)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p><u>2.</u> (現行どおり)</p> <p>(決議)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p><u>2.</u> (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(2) (条文省略)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社に取締役 15 名以内をおく。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 当社は、株主総会の決議により取締役を選任する。</p>	<p style="text-align: center;">2. (現行どおり)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社に取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 15 名以内をおく。</p> <p>2. 当社に<u>監査等委員である取締役 5 名以内をおく。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 当社は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により取締役</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>補欠または増員により選任した取締役の任期は、前任者または他の現任者の任期が満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役 3 名以内を選定し、このうち 1 名を社長とする。</p>	<p>を選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役 3 名以内を選定し、このうち 1 名を社長とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2)当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をおくことができる。</p>	<p>2.当社は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をおくことができる。</p>
<p>第 22 条 （条文省略）</p>	<p>第 22 条 （現行どおり）</p>
<p>（取締役会の招集通知）</p>	<p>（取締役会の招集通知）</p>
<p>第 23 条 （条文省略）</p> <p>(2) <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、取締役会の招集手続を省略することができる。</p>	<p>第 23 条 （現行どおり）</p> <p>2. <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、取締役会の招集手続を省略することができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（重要な業務執行の決定の委任）</u></p>
<p>第 24 条 （条文省略）</p>	<p>第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>（取締役会の決議の省略）</p>	<p>（取締役会の決議の省略）</p>
<p>第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき <u>（監査役が当該提案について異議を述べた場合を除く。）</u> は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第 25 条 （現行どおり）</p> <p>第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>（取締役の報酬および退職慰労金）</p>	<p>（取締役の報酬および退職慰労金）</p>
<p>第 26 条 取締役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第 27 条 取締役の報酬および退職慰労金は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、そ</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 27 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>(2) (条文省略)</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第 30 条 当会社に監査役 5 名以内をおく。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 31 条 当社は、株主総会の決議により監査役を選任する。</p> <p><u>(2) 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 32 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の報酬および退職慰労金)</u></p> <p>第 33 条 監査役の報酬および退職慰労金</p>	<p>れぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第 28 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2. (現行どおり)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>は、それぞれ株主総会の決議をも ってこれを定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項 の規定により、任務を怠ったこと による監査役(監査役であったものを 含む。)の損害賠償責任を、法令の 限度において、取締役会の決議によ って免除することができる。</u></p>	
<p><u>(2)当社は、会社法第 427 条第 1 項 の規定により、監査役との間で、会 社法第 423 条第 1 項の監査役の責 任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づ く責任の限度額は、法令が規定する 額とする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 監査役会は、その決議によって、 監査役の中から常勤の監査役を選 定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2)監査役全員の同意を得て、監査役 会の招集手続を省略することがで きる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議)</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の 定めがある場合を除き、監査役の 過半数で行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令ま たは本定款のほか、監査役会にお</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>いて定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によっ</u></p>
	<p><u>て、監査等委員の中から常勤の監</u></p>
	<p><u>査等委員を選定することができる。</u></p>
	<p><u>る。</u></p>
	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日</u></p>
	<p><u>の3日前までにこれを発する。た</u></p>
	<p><u>だし、緊急の必要があるときは、こ</u></p>
	<p><u>の期間を短縮することができる。</u></p>
	<p><u>2. 監査等委員全員の同意を得て、監</u></p>
	<p><u>査等委員会の招集手続を省略する</u></p>
	<p><u>ことができる。</u></p>
	<p><u>(監査等委員会の決議)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加</u></p>
	<p><u>わることができる監査等委員の過</u></p>
	<p><u>半数が出席し、その過半数をもっ</u></p>
	<p><u>て行う。</u></p>
	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法</u></p>
	<p><u>令または本定款のほか、監査等委</u></p>
	<p><u>員会において定める監査等委員会</u></p>
	<p><u>規程による。</u></p>
<p>第6章 執行役員</p>	<p>第6章 執行役員</p>
<p>(執行役員)</p>	<p>(執行役員)</p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p><u>(2) (条文省略)</u></p>	<p><u>2. (現行どおり)</u></p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p>	<p>(配当金等の除斥期間)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 43 条 (条文省略)</p> <p><u>(2)</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p><u>2.</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の <u>規定により、第 8 期定時株主総会 終結前の行為に関する監査役（監 査役であった者を含む。）の損害賠 償責任を、法令の限度において、取 締役会の決議によって免除するこ とができる。</u></p> <p>2. <u>第 8 期定時株主総会終結前の監査 役（監査役であった者を含む。）の 行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約につ いては、なお同定時株主総会の決 議による変更前の定款第 34 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措 置)</u></p> <p>第 2 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の <u>日を株主総会の日とする株主総会 については、第 8 期定時株主総会 の決議による変更前の定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインター ネット開示とみなし提供)は、なお 効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本条の規定は、2022 年 9 月 1 日か ら 6 か月を経過した日または前項 の株主総会の日から 3 か月を経過 した日のいずれか遅い日後にこれ を削除する。</u></p>